

令和8年
4月入所から

保育施設の利用調整が 大きく変わります

保護者の皆さまから「指数の計算がややこしい!」「子育ての負担を公平に反映させてほしい!」と長年そうした声をいただいていたことから、就労などにより「**子育てができない時間数**」をそのまま指数として数値化する方式に変更し、より公平でより分かりやすい利用調整に進化します。

これまで

- ・ 保育要件ごとに区分分けし指数化
- ・ 就労証明書等の客観的な情報で保育の必要性を測定
- ・ きょうだい児の同一施設への入所を優先して調整

変更

令和8年4月～

1 時間をそのまま指数化 指数計算がシンプルに!

就労・就学・介護などにより「**子育てができない時間数**」(通勤時間、休憩時間を含む)をそのまま指数化

【就労の一例】

9時から18時(休憩1時間) 通勤時間片道30分 週5日勤務
(9時間勤務+通勤1時間) × 5日 × 4週 = 200時間 = 200点

2 入所希望施設による面接等の結果を指数に反映 より丁寧なマッチングへ!

面接やエントリーシート(願書)の内容を基に、数値化できない保育の必要性を評価し、採点を実施(市+施設の採点)

市 客観的な保育の必要性を指数化



施設 指数で表すことが難しい保育の必要性を専門的な視点で評価

※40点満点

保護者の点数

★面接等を実施することから、1次募集・2次募集は第1希望のみの専願方式とします。

3 きょうだい優先入所の取扱いの変更 より公平なきょうだい利用に!

きょうだいが別々の施設に通う負担を通園施設数に応じた加点制度に変更

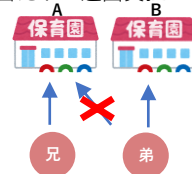
【きょうだい加点の一例】

兄(姉): A保育園在籍中 弟(妹): A保育園利用希望

1.5時間(固定) × 25日(固定) × 1施設 = 37.5時間 = 37.5点

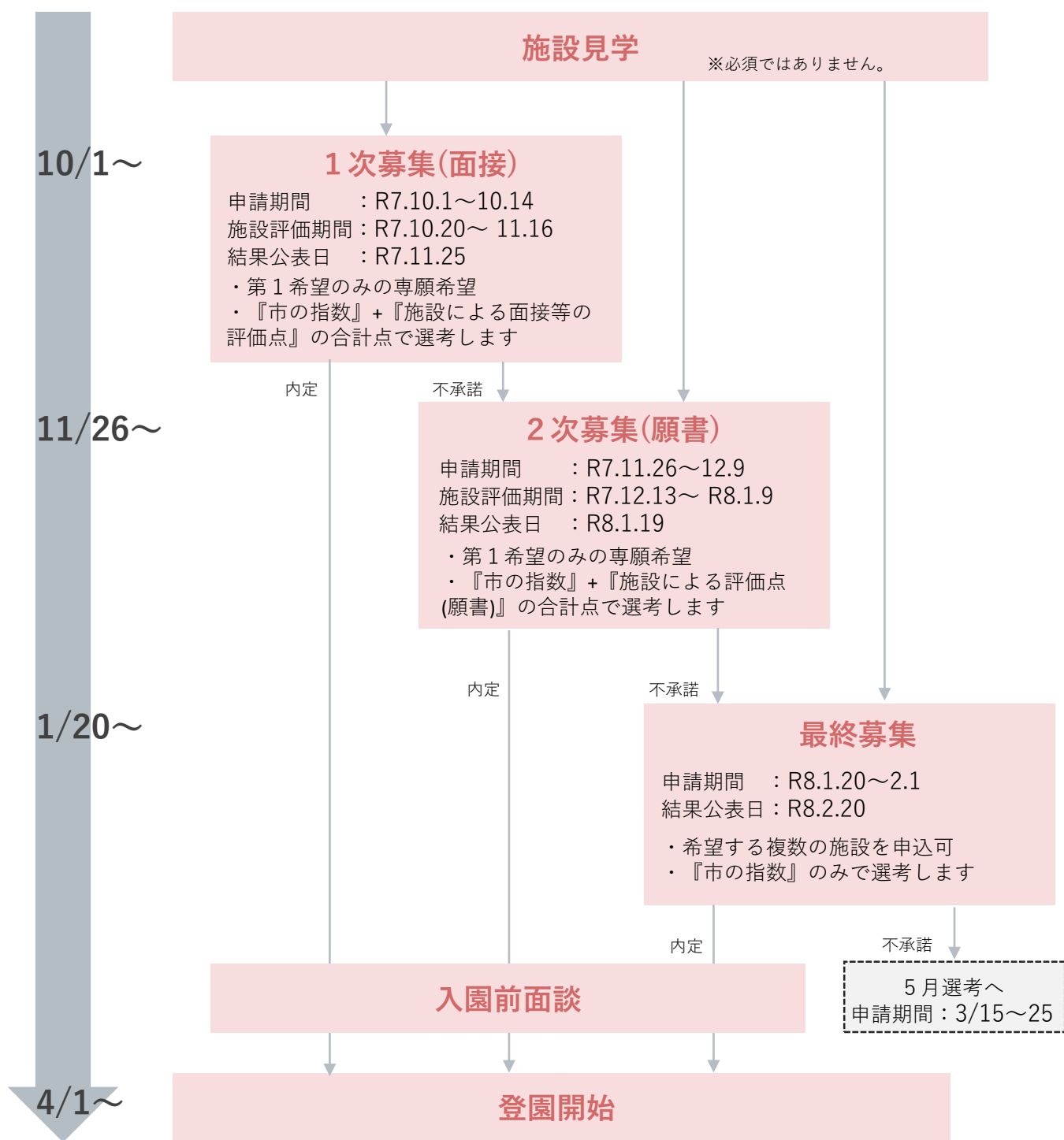
※きょうだい別の施設を希望する場合には、きょうだい加点の適用を受けることはできません。

1月当たりの通園負担の考え方



別施設に通園した場合の負担
【通園時間】片道30分
【登降園作業】一回15分
【通園日数】月25日

入所までの流れ



※募集期によって同じ施設でも入園のしやすさは変わることが予想されます。前年度の状況(倍率や最低入所基準点)などを参考に、希望施設について十分に検討をしてください。

※申請期間には各施設クラス年齢ごとの募集人数区分に加え、申込者の申し込み時点(審査前)の指数を公開します。



詳細はQRコードからホームページをご覧ください

- ※ 各施設クラスの空き枠は各選考期間の初日に掲載します。
- ※ 1次募集の面接については、各施設が設定する日時において実施します。

問 合 せ 先 : 寝屋川市こども部保育課

TEL 072-800-7087